

# 北海道建設部土木工事共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和5年10月版）」を一部改定し、令和5年（2023年）10月1日以後に入札する工事から適用する。

北海道建設部建設政策局建設管理課



令和5年10月1日以降に入札する工事から適用（追加事項：赤）

## 第1編 共通編 第1章 総則

または二級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない。

- (2) 検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級または二級検定合格証明書の写しを施工計画書に含めて工事監督員に提出しなければならない。

やむを得ない理由により検定合格者を含む交通誘導警備員を配置できない場合は、その理由書と交通処理計画を工事監督員に提出し、対応を協議しなければならない。

### 18. 児童の安全対策

- (1) 受注者は、工事現場付近に児童に関する施設があつて児童がしばしば工事現場を通行する場合については、教育機関（小学校、幼稚園、保育所等）に依頼して、児童に注意を喚起しなければならない。
- (2) 床掘部等は、原則として滞水の状態にしてはならない。床掘部等が滞水の状態になった場合は、速やかに安全対策の処置を行わなければならない。児童の通行する場合での床掘部等の危険箇所については、必要に応じ覆工板、網または柵を設置するなどして事故防止に努めること。

### 19. 老人または身体障害者対策

受注者は、老人または身体障害者などがしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路を確保しなければならない。

### 20. その他

- (1) 受注者は、運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上について十分留意するとともに下請負人の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (2) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するものとする。

## 1-1-1-40 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第32条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以つても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について工事監督員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第8条の規定に基づき処理させるものとする。

I-1-1-36-①

I-1-1-36（全ページ貼替）

令和5年10月1日以降に入札する工事から適用（追加事項：赤）

## 第1編 共通編 第1章 総則

### 1-1-1-41 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

(1) 地方自治法	(令和4年12月改正 法律第101号)
(2) 建設業法	(令和3年5月改正 法律第48号)
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)
(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)
(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)
(8) 雇用保険法	(令和4年3月改正 法律第12号)
(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)
(10) 健康保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)
(11) 中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正 法律第40号)

I-1-1-36-②

（ページ追加）